第 15 回農林水産物・食品の輸出拡大のための 輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議 議事要旨

1. 日 時:令和4年5月20日(金)9時00分~9時15分

2. 場 所:官邸2階小ホール

3. 出席者:

松野内閣官房長官、金子農林水産大臣、

若宮デジタル田園都市国家構想担当大臣兼内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、

西銘内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)兼復興大臣、

金子総務大臣、林外務大臣、赤池内閣府副大臣、大家財務副大臣、

石井経済産業副大臣、宗清内閣府大臣政務官、

磯﨑官房副長官、栗生官房副長官、藤井内閣官房副長官補、

渡邉農林水産省輸出 · 国際局長、

武井厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、

寺田国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官

4. 議事概要

○ 農林水産省から、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の改訂(資料1)に ついて、以下のような説明があった。

<資料1、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の改訂について>

- ・ 昨日、国会において輸出促進法の改正法が成立した。改正法に基づく支援 策を早急に実行し、輸出拡大に向けた取組を加速したい。
- 1つ目が、重点品目の関係者がオールジャパンで輸出促進活動を行う品目 団体について、速やかな認定を目指す。
- ・ 2つ目が、有機JAS制度の改善。有機酒類について、米国やEU等との 同等性の交渉を早急に行い、早期の相互認証を目指す。
- ・ 在外公館とJETRO海外事務所等が連携して輸出先国において輸出事業者を支援する輸出支援プラットフォームについては、これまでに4カ所で立ち上げている。2023年度までに、残る4カ国・地域で立ち上げる。
- ・ 放射性物質の輸入規制の撤廃の動きだが、英国から6月末までに撤廃予定 である旨の説明があった。残る国・地域についても、政府一体となって撤廃 を働き掛ける。

- ・ 輸出事業者の支援体制を充実するため、知的財産対策を強化する。日本の 優良品種は、海外でも高く評価されているが、2016 年頃に流出したシャイン マスカットは、中国で急速に普及し、栽培面積は日本の約 30 倍に達した。も し正式にライセンスを行っていれば得られた年間 100 億円以上の許諾料収入が 失われている。
- ・ 今後、海外持ち出し制限を実効的に実施するため、権利者の委託を受け、 専門家が育成者権を管理・保護する機関の設立を検討する。
- ・ マーケットインの輸出産地の育成等を支援するGFPの機能を強化する。 現在、会員数が6,000を超え、会員の輸出に対する熟度や規模が多様化している。このため、更なる会員数の増加を図るとともに、事業者のレベルに合わせた適切な支援を行うため、運営体制の整備を検討する。
- 説明に対しての質問、意見はなかった。
- 次に、林外務大臣から、以下のような発言があった。
 - ・ 農産品の輸出拡大を実現する上では、各国による輸入規制の早期撤廃が重要。これまで、外相会談を含む様々な機会を捉えて、日本産食品の安全性について説明し、早期撤廃を働き掛けてきた。
 - ・ 本年2月に台湾が規制緩和を発表し、英国が6月末までに規制撤廃を予定 するなど、一定の進展が見られている。一日も早く、世界各国・地域におい て規制撤廃を実現するために、関係省庁とも連携し、働き掛けを行っていく。
 - ・ また、外務省では、農林水産物輸出拡大に向けて、本年4月から、輸出額の大きい国・地域の4公館に農林水産物・食品輸出促進アドバイザーを設置し、現地法令・規制の情報収集等の面で、在外公館の体制強化を図ったところである。引き続き農林水産省をはじめとする関係省庁と連携し、輸出拡大にも取り組んでいく。
- 次に、西銘内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)兼復興大臣から、以下 のような発言があった。
 - ・ 放射性物質に係る日本産食品の輸入規制は、14 の国・地域で残っており、 規制の撤廃の働き掛けを進めていくことが重要。
 - ・ このうち、EUについて、私は5月3日、欧州に出張し、日本産食品に対する放射性物質の規制を担当するEUの大臣である、キリアキデス保健衛生・食品安全担当欧州委員やヴォイチェホフスキ農業・農村開発担当欧州委員と会談し、規制の撤廃について直接お願いをした。

- ・ また、欧州議会対日交流議員団の団長であるシャルデモーゼ議員とも会談し、規制の撤廃へ協力を依頼した。
- ・ 引き続き、残された国・地域の規制撤廃に向けて政府一丸となって働き掛けてまいりたいと考えており、関係大臣におかれても、積極的な御対応をお願いしたい。
- 次に、石井経済産業副大臣から、以下のような発言があった。
 - 経済産業省としては、ジェトロのネットワークやノウハウを活用し、海外 販売ウェブサイトへの出品や海外バイヤーとのマッチングなどの推進に加え、 関係省庁とも連携しながら、輸出支援プラットフォームなど海外での支援体 制の強化に努めることで、輸出事業者を後押ししていく。
 - ・ 特に、品目団体の関心も聞きながら、ターゲット国・地域のEコマース市場の動向や品目ごとの販売状況などのデータ分析を行い、そうしたそれぞれの品目団体向けにセミナーを開催するなど、海外で求められる農林水産物・食品の情報を的確に提供していきたいと考えている。
 - ・ 引き続き、関係省庁・機関と連携し、農林水産物・食品の輸出拡大に向けて支援を一層強化していく。
- 次に、若宮デジタル田園都市国家構想担当大臣兼内閣府特命担当大臣から、 以下のような発言があった。
 - ・ デジタル田園都市国家構想を担当する大臣として、デジタルの活用により 地域経済を支える農林水産業の成長産業化や農林水産物・食品の輸出拡大に おいて、早期に成果を上げることが重要であると考えている。
 - ・ また、クールジャパン戦略及び知的財産戦略を担当する大臣として、海外で人気の高い日本の農産品に係る知的財産権が侵害等されないようにすることも重要と考えている。
 - ・ こうした課題に対し、農林水産省をはじめ関係省庁と連携して取り組んで まいりたいと考えている。
- これらを受けて、農林水産大臣から、本日説明した農林水産物・食品の輸出 拡大実行戦略の改定案について閣僚会議として取りまとめてよいかとの発言が あり、出席者から異議なく了承され、取りまとめが行われた。
- 最後に、松野官房長官より以下のような発言があった。

- ・ 昨年の農林水産物・食品の輸出額は、1兆2,382億円となって1兆円の大台を初めて超え、今年の1月から3月までの実績も前年比9.4%増加と堅調に推移している。
- ・ 昨日、国会において輸出促進法の改正法が成立した。改正法に盛り込まれた支援策を早急に実行し、輸出拡大に向けた取組を更に加速するため、本日、輸出拡大実行戦略を改訂することを決定した。
- ・ 具体的には、改正された輸出促進法に基づき、重点品目の生産から販売に 至る関係事業者がオールジャパンで輸出促進活動を行う品目団体の速やかな 認定に取り組むとともに、農作物の新品種に関する知的財産権を専門家が管 理・保護する機関の設立や、輸出事業者のレベルに合わせたきめ細かな支援 を継続的に行うための運営体制を検討してまいる。
- ・ 今後とも輸出拡大実行戦略を政府一丸となって実行し、輸出を更に伸ばす ことで農林水産業の成長産業化を図り、地域経済を活性化してまいる。関係 閣僚の引き続きの御尽力をよろしくお願いする。

(以上)